

株式会社Q L Sホールディングス

定

款

令和1年8月26日 改定
令和2年6月29日 改定
令和4年3月30日 改定
令和4年6月30日 改定

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社Q L Sホールディングスと称し、英文では、Q L S H o l d i n g s C o . , L t dと表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む株式会社等の株式・持分等を保有することにより、当該株式会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
2. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
3. 介護保険法に基づく第1号事業
4. 介護保険法に基づく介護予防支援事業
5. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
6. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
7. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
8. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業
9. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
10. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
11. 保育所・託児所・こども園・学童クラブの運営及び運営受託
12. 会員制スポーツジムの運営
13. 健康食品、サプリメント、衛生用品、美容機器、健康機器、化粧品及び美容に関する物品の販売及び輸出入
14. コンピューターシステム構築に関する企画・開発業務及び請負
15. 労働者派遣事業
16. 有料職業紹介事業
17. 自動車整備業の請負
18. イベント、展示会の企画、制作、運営及び請負
19. 情報処理機器、通信機器の販売、保守、運用の請負及び販売代理

20. 不動産の賃貸

21. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機関構成)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、8, 058, 240株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなけれ

ばならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査

役会規程による。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当の基準日)

第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月末日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第46条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

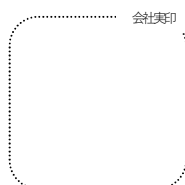
第1条 変更前定款第18条の規定の削除及び変更後定款第18条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

2 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6ヶ月を経過した日、もしくは施行日から6ヶ月以内に開催する最後の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

3 本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。

上記は当会社定款に相違ありません。



大阪市浪速区難波中一丁目12番5号
株式会社Q L Sホールディングス
代表取締役 雨田 武史

